

リース基準での地役権の取扱 いに関するASU案、公表

—FASB

去る9月25日、FASBは会計基準アップデート(ASU)の公開草案「リース(トピック842)―地役権についてのトピック842の移行措置としての実務的な簡便法」を公表した。

FASBは、2016年に、新しいリースの基準書であるASU2016-02「リース(トピック842)」を公表したが、関係者から、特定の目的のために他の企業の土地を使用、アクセス、または横切る権利を示す「地役権(Land easement)」のトピック842での取扱いについての質問を受けていた。

公開草案の内容

この公開草案は、実務での会計処理の多様性(リース、無形固定資産、有形固定資産など)が存在している地役権について、関連する契約がリースであるか、またはリースを含んでいるかどうかを決定するために、トピック842のもとの評価が要求されることを明確にし、費用対効果の観点から、地役権についてトピック842の移行措置としての実務的な簡便法を企業が選択することを認めた。

この実務的な簡便法では、企業は、トピック842の適用目前に存在している、または消滅した、以前にリースとして評価されな

金融商品・リースの技術的な 修正と改善のASU案、公表

—FASB

去る9月27日、FASBは会計基準アップデート(ASU)の公開草案「最近発行した基準書の技術的な修正と改善」を公表した。

改訂の対象となる基準書は、次の2つで、重要と思われる改訂(明確にした内容)を示した。

ASU2016-01「金融商品

―全体サブ・トピック825-10)

―金融資産と金融負債の認識

と測定」

ASU2016-01に関する主な改訂事項は次のとおりである。

- ・ 公正価値を容易に決定できない持分証券について、代替的な測定方法(減損控除後の取得原

かった地役権に、現行のリース以外の地役権の会計方針を適用し、トピック842を適用しない。

適用関係等

コメント期限は、2017年10月25日である。

ASU2016-02と同じく、2018年12月16日以降開始年度から適用される。

国際会計

価に観察可能な価格の変動を加減算した金額で測定する)を使用している企業は、その測定方法を公正価値法へ変更できること。

・ 代替的な測定方法での帳簿価額の修正は、類似の証券の観察可能な取引が発生した日の証券の公正価値を反映すること。

・ 代替的な測定方法を選択した持分証券の先物契約と買建オプションの再測定は、基礎となる持分証券の観察可能な取引が発生した時に要求されること。

・ 「組込デリバティブ(サブ・トピック815-15)」と「金融商品―全体(サブ・トピック825-10)」のいずれかで選択された公正

価値オプションについて、「商品特有の信用リスク」の変動から生じる金融負債の公正価値の部分を、その他の包括利益として別個に表示する要求があること。

・ 外貨建ての金融負債の公正価値オプションの「商品特有の信用リスク」に関連する公正価値の変動の計算では、外貨での公正価値の変動が最初に測定されること。

・ 適用にあたり、将来に向かって適用するアプローチは、公正価値を容易に決定できない持分証券について代替的な測定方法を選択した場合にのみ適用されること。

ASU2016-02「リース

(トピック842)」

ASU2016-02に関する主な改訂事項は次のとおりである。

・ リースの計算利率(rate implicit in the lease)は「ゼロ未満にはならないこと」。

・ 借手にリースの分類の再評価を要求される、リース期間の変更や原資産を購入する借手のオプションの評価の変更について、契約の条件変更と同様に、再評価日現在の変更された事実と状況を基礎に再評価すること。

・ 変動リース料の一部またはすべてに関する偶発性がリース料の定義を満たした支払などで解決した場合に、リース料を再測定するが、指標または率に参照される変動リース料の変動はこの解決には該当しないこと。

・ 移行時の修正は、資本の部の修正ではなく、損益の修正であること。

適用関係等

公開草案の改訂は、現在の会計実務に影響を与えることや会計処理等のために重要な費用の増加をもたらすことを想定していない。

公開草案の適用日は、原則として、改訂の対象となるASUと同じである(ASU2016-01は2017年12月16日以降開始年度、ASU2016-02は2018年12月16日以降開始年度)。

コメント期限は、2017年11月13日である。

利上げを急いで得られるもの

連邦準備制度理事会(FRB)のイエレン議長は9月26日、「インフレ、不確実性と金融政策」と題して講演を行った。

このなかで現状の物価動向について、インフレ目標の年率2%を下回っていることを認めている。これは、現状の個人消費支出(PCE)の物価指数が、総合指数とコア指数(変動幅の大きい食品とエネルギー価格を除いたもの)とともに、おおむね1・4%前後で推移していることを述べたもの。

さらにイエレン議長は、この物価指数は現在実施している金融緩和策が効果を表し、中期的には2%まで上昇することが見込めるものの、原油価格や為替レートの一時的な影響から、上2%程度は振れる可能性をみておかねばならないとしている。

この考え方では、現時点での利上げが正当化される。下振れした場合には、緩和措置を取るために政策金利の「のりしろ」が必要になるし、一方で上振れした場合に備えて、早期にインフレの芽を摘むための「予防的措置」として「という理由だ。

しかし、中央銀行の利上げ

は、市場ひいては経済全体に与える影響が大きい。日本でも1989年のバブルのピーク時に日銀の三重野総裁が利上げを繰り返した後にバブル崩壊の張本人といった非難を受けた。すべてとはいえなくとも、利上げが一定の影響を及ぼしたことは確かであろう。ただし、これは後になってわかることで、現時点で年内に米FRBが利上げを行ったとして、それが正しいか否かは誰も断言できない。とはいえ、利上げしない選択肢より利上げする選択肢を取ったほうが、市場に対してより大きなマインスの影響を与えることは確かだ。

イエレン議長は、テーマとなっている不確実性に対処するためには、本来政策の調整速度を緩めることで対処すべきだが、「遅すぎるリスク」にも対処すべきとしている。ただ、利下げの「のりしろ」であれ、「予防的措置」であれ、こうした利上げのリスクを負ってまで得なければならぬものなのか、明確な答えは示されないままで疑問は残る。

先日、行きつけの居酒屋のカウンターで隣になった常連さんは、ペンキ屋の社長でした。体格がよく、職人気質の雰囲気醸し出し、朴訥とした人柄ゆえにその地域の高倉健と呼ばれている魅力的な人です。その人に仕事でも寡黙なのかと尋ねたところ、仕事ではお喋りしないし、お客様から話しかけられても「今は話しかけないでください」と伝えるのだと聞きました。このエピソードをどのように解釈するかは、人によるでしょう。

職場における雑談は必要だ、お客様とのコミュニケーションは欠かせない、お客様に失礼のないようにしなければいけない。そういった考えはビジネスシーンにおける1つの真理だと思えます。しかし、そのとき著者はそれらとは異なった解釈をしました。この人はきつと仕事に妥協したくないのだ。一途によい仕事をしただけなのではないか。そのように感じました。

く仕事をするために、目の前の仕事にひたむきに取り組みたいだけなのだろうと思いました。そして、それが、その人にとつての仕事の喜びであり、楽しさなのだろうと感じました。ただ、ここで気になるのが、目の前の仕事に集中していると、き以外の従業員とのコミュニケーションです。そのことを尋ねたところ、よい仕事をした従業員には思いっきり褒めて何か買ってもらえるそうです。また、手を抜いた従業員はしっかりと叱るそうです。とてもシンプルですが、「よい仕事をする」と、「決して仕事に手を抜かない」というメッセージが明確に伝わるコミュニケーションだと思えます。社長が一途に楽しそうに仕事をしている姿勢、社長が何に仕事の喜びを感じるかなどがみえることで、社長の価値観がしっかりと従業員に伝わっている様子が目に浮かびました。

行きつけの居酒屋でこの話



をした翌日、奇しくも顧客先の副社長が同じような話をしていました。「私は仕事が好きだ。従業員にも仕事を好きになつてほしい。仕事を好きにならないとよい仕事はできないのだから」と話していました。

私たちは、仕事の不平や不満を語ることはあっても、仕事の喜びや楽しさを語ることは多くありません。毎日仕事をしていれば、ときには不平や不満をいいたくなるときもあるでしょう。しかし、毎日の仕事だからこそ、楽しむ姿勢、喜びを見出す気持ちが必要なのではないでしょうか。

ペンキ屋の社長や顧客先の副社長のように仕事をしている人が、プロフェッショナルであり、仕事人なのだと思います。すぐに仕事の全部が好きになる、いつも楽しむというのは難しいと感じる人がいるかもしれません。このような人は、自身の仕事のなかで1つだけでもよいので、喜びや楽しさを探してみたいかがでしょうか。1つもみつからないということは、なかなかないと思います。そうやって少しずつ喜びや楽しさを見出し、いけば、いずれいつも仕事が好きだと胸を張っていえる「必楽仕事人」になれるでしょう。

(メンタルクリエイター 江口 毅)

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2017年9月28日	金融庁告示第37号 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件及び財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件	金融庁	2017年5月に公表されたIFRS17号「保険契約」を指定国際会計基準とするなど、所要の改正を行ったもの。 http://www.fsa.go.jp/news/29/sonota/20170928.html	—
2017年9月28日	関西支部監査役スタッフ研究会 「改正会社法及びコーポレートガバナンス・コードへの対応状況と監査役・監査役スタッフの役割における今後の課題」	日本監査役協会	監査役会のあり方、監査役監査、会計監査人の選解任、企業集団の内部統制等に関して監査役等および監査役スタッフに求められる役割について取りまとめたもの。 http://www.kansa.or.jp/support/library/staff/post-180.html	—
2017年9月29日	中部支部監査実務チェックリスト研究会 「監査実務チェックリスト研究会 報告書 2017【改訂版監査役監査チェックリスト ①～③】」	日本監査役協会	改正会社法(2015年5月施行)への対応や監査環境の変化を踏まえた見直し等を行ったもの。 http://www.kansa.or.jp/support/library/misc/post-179-b.html	—
2017年9月29日	『「攻めの経営」を促す役員報酬～企業の持続的成長のためのインセンティブプラン導入の手引～(平成29年9月時点版)』	経済産業省	改正法人税法の2017年10月1日施行部分の内容(特定譲渡制限付株式等)や4月の施行以降に明確になった解釈についてQ & Aの更新等を行ったもの。 http://www.meti.go.jp/press/2017/09/20170929004/20170929004.html	—

総選挙が大きな地政学リスクに

証 券

引き続き北朝鮮の動きは油断ならないものの、唐突な安倍首相の衆議院解散、総選挙実施の決断で、大きな地政学リスクは国内に移った。

総選挙は安倍首相の信任選挙、無風選挙かと思われたが、小池東京都知事が希望の党なる新政党を立ち上げ、そこへ野党第1党たる民進党が事実上、合流するという想像を絶するような展開になってきた。総選挙はたった1日で安倍対小池の政権選択選挙へ衣替えしたという。このマスメディアの評価は過大だと思うが、マスメディア出身の小池代表の奇襲作戦は大成成功といえよう。

希望の党はその姿形もはっきりしない段階で、世論調査における支持率は自民党に次ぐ堂々2位となった。希望の党が最終的にどこまで支持を広げていくか、公示前では予測の限りでないが、これからマスメディアがどのような扱い方をするかによって決まるのではないか。日本もメディア政治、ポピュリズムの時代だからである。

政権選択選挙という認識が浸透すれば、安倍政権の継続でア

ベノミクス加速といった、株式市場の期待するシナリオはリスクに曝される。総選挙が終わるまで株価は落ち着けなくなる。

世界を見渡せば、直近、イラクでクルド人自治区の独立を、スペインでもカタルーニャ地方の分離・独立を問う住民投票が相次いで行われた。民族独立の動きは、自国民、自民族第1のナショナリズムの噴出であるが、昨年のイギリス国民投票でのEU離脱の可決、トランプ米大統領の登場、欧州各国で相次

ぐ極右の勢力拡大などと共通して、冷戦終結後に世界を席巻してきたグローバルイズムへの反感が感じられる。

現代のナショナリズムは、内外の所得格差、貧富の拡大の問題に矛先を向け、それを生んだものこそグローバルイズムだと攻撃することが多い。そして、金融市場、株式市場はグローバルイズムの推進者であるため、国を問わず普通の国民の反感を招きやすい。安倍首相の支持率が低下したのは、アベノミクスが株式市場を通じて所得格差を拡大させたと感じる国民が増えたからかもしれない。株式市場は総選挙を通してこうした国民の意識にも注意を払う必要がある。

経理用語の豆知識

分配可能額



株主に対して交付する金銭等の分配および自己株式の有償による取得は剰余金の配当等とされるが、その分配可能額は会社法により定められている。決算日における剰余金の額(①)は、資産の額に自己株式の帳簿価額の合計額から負債の額、資本金および準備金の合計およびその他法務省令で定める各勘定科目に計上した額を控除して算定される。分配時点における剰余金の額(②)は、①に最終事業年度末日以後の自己株式処分損益、最終事業年度末日後の減資差益、準備金減少差益を加え、最終事業年度末日後の自己株式消却額、剰余金の配当額等を控除して算定される。

分配可能額は、②から、分配時点の自己株式の帳簿価額、事業年度末日後に自己株式を処分した場合の処分対価およびその他法務省令で定める額を控除して算定される。資産の部にのれんが計上されている場合やその他有価証券評価差額金や土地再評価差額金がある場合は調整が必要となる場合がある。